

小型除雪ロータリ（1.3m級）仕様書

令和8年度

西 会 津 町

小型除雪ロータリ（1.3m級）仕様書

概要

この仕様書は、小型除雪車（1.3m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操作性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路輸送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については、支出負担行為担当官（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

1. 性能（JIS D6509性能試験）

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 最大除雪量 | 700 t/h以上 |
| (2) 投雪距離 | 0～12 m以上 |
| (3) 最大除雪幅 | 1,300 mm以上 |
| (4) 最大除雪高 | 1,000 mm以上 |
| (5) 走行速度 | 0～40 km/h |
| (6) 運転室内騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号）第I管理区分に準ずる。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による）

2. 主要諸元

- | | |
|--|------------|
| (1) 全長（走行姿勢） | 5,600 mm以下 |
| (2) 全幅（除雪装置含む） | 1,300 mm以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 2,500 mm以下 |
| (4) 最低地上高（アクスルデフケース下端まで） | 200 mm以下 |
| (5) 車両総質量 | 5,850 kg以下 |
| なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。 | |
| (6) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 4.0 m以下 |
| (7) 乗車定員 | 2人 |

3. 除雪装置

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 形 式 | ツーステージ形、ロータリ除雪装置（逆回転機能含む） |
| (2) 構 成 | オーガ、ブロワ、旋回・放出角可変伸縮起倒式シュート |
| (3) 能 力 | |
| シュート旋回角度 | 250度以上 |
| シュート高さ | 2,800mm以上 |
| 昇降範囲 | 地下50mm～地上300mm |
| チルト角度 | 左右各5度以上 |
| シュー | 除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること |
| 安全装置 | 除雪装置に設計を超える負荷が生じた場合に、機械を保護する安全装置を備えるものとする。
除雪装置を停止させる安全装置を備えるものとする。 |
| (4) 油圧式チップバック装置 | 傾斜角度 3度以上 |
| (5) 雪切板 | 高さ 1.3m以上 |

4. 車体

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 機 関 | |
| 形 式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 60.0kw以上 |
| (2) 駆動方式 | |
| 形 式 | 総輪駆動式 |
| (3) タイヤ | |
| 形 式 | スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ |
| (4) 走行装置 | 後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること |
| (5) かじ取装置 | |
| 形 式 | 油圧式車体屈折機構式 |
| (6) 運転室 | |
| 構 造 | 全鋼製密閉形 |
| 窓 | (前、後) 熱線入り合わせガラス
(前) 冬用ワイパーブレード付 |

5. 計器類

(1) 運行記録計	1 式
(2) 機関回転計	1 式
(3) 燃料計	1 式
(4) アワーメータ	1 式
(5) 油圧計又は油圧警告灯 (走行用油圧回路補給用)	1 式
(6) 油温計又は油温警告灯 (走行用油圧回路用)	1 式
(7) 機関水温計	1 式
(8) 充電警告灯	1 式
(9) 機関油圧警告灯	1 式

6. 照明装置類

(1) シュート作業灯 (LED)	1 灯
(2) 黄色灯火	1 式
(3) 前方作業灯 (LED)	2 灯
(4) 後方作業灯 (LED)	2 灯
(5) ステップランプ	1 式

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー	1 式
(2) エアコン (ヒーター)	1 式
(3) ウィンドウォッシャー (前面、電動式)	1 式
(4) 標識板 (300×500mm以上、車体後部取付)	1 式
(5) アンダーミラー (後)	1 式
(6) 走行手動レバー	1 式
(7) ジョイスティック	1 式
(8) 熱線入りサイドミラー	1 式
(9) 後方確認用カラーモニター	1 式
(10) ラジオ	1 式
(11) アクセサリーソケット	1 式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 部
(3) 部品表	1 部
(4) 履歴簿	1 部
(5) 床マット	1 式
(6) タイヤチェーン	1 式

8. 塗 装

(1) 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

(2) 建設機械番号等の表示

ア 建設機械番号

(別記) を表示

イ 「国土交通省交付金除雪機械」と表示

ウ 標識板

(別記) を表示

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠如によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

1 1 - 1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

1 1 - 2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む）」に準ずるものとする。

ロ) 黄色灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

1 1 - 3 提出書類の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

1 1 - 4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

1 1 - 5 納入期限

令和9年10月29日（金）

1 1 - 6 納入場所

名称：西会津町除雪機械格納庫

住所：耶麻郡西会津町野沢字北松原甲1031-38

1 1 - 7 購入条件等

西会津町「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に該当する場合、売買契約は仮契約を締結し、議会の議決により本契約とする。

なお、仮契約の締結は、発注者の指定する日とする。